

令和5年4月1日

## 本庁における定時見積対象営業種目等の変更について

令和5年4月1日から、本庁における定時見積対象営業種目等について、下記のとおり変更します。  
なお、下記の変更事項以外は、変更ありません。

記

- 1 定時見積対象営業種目の変更  
「荒物・雑貨」、「電気製品」、「写真機器」を定時見積の対象から除外。
- 2 定時見積（見積書提出）を行う時間の変更  
「ゴム印・印章」の定時見積（見積書提出）を行う時間を、木曜日の午前11時00分に変更。

<変更前>

定時見積（見積書提出）を行う時間及び営業種目等

曜日	時間	営業種目	
水	午前	10時00分	荒物・雑貨（※）
			電気製品（※）
		11時00分	ゴム印・印章
	午後	1時30分	一般印刷
2時30分		軽印刷	
木	午前	9時30分	文房具・事務用機器（※）
			電算機器（※）
金	午後	1時30分	一般印刷
		2時30分	軽印刷
毎月第2週及び第4週 木	午前	11時00分	写真機器（※）

※印の営業種目で予定価格が1件3万円以上のもは、別途「オープンカウンタ」を実施します。

<変更後>

定時見積（見積書提出）を行う時間及び営業種目等

曜日	時間	営業種目	
水	午後	1時30分	一般印刷
		2時30分	軽印刷
木	午前	9時30分	文房具・事務用機器（※）
			電算機器（※）
		11時00分	ゴム印・印章
金	午後	1時30分	一般印刷
		2時30分	軽印刷

※印の営業種目で予定価格が1件3万円以上のもは、別途「オープンカウンタ」を実施します。